

大規模小売店舗立地法の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和4年12月 7日

届出年月日：令和4年11月28日

店 舗 名：(仮称)ドラッグストアモリ関園店

設 置 者：株式会社ドラッグストアモリ

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

縦 覧 期 間：令和4年12月7日～令和5年4月7日

届出の概要：別紙のとおり

様式第1 (第3条関係)



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和4年11月28日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストアモリ関園店
大分県大分市大字関園字中ノ島270番 外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	福岡県朝倉市一木1148番地の1

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年7月29日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 478㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	収容台数	位 置
駐車場	62台	建物西側及び南側 (資料-3 平面図兼配置図上に記載)

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物西側 (資料-3 平面図兼配置図上・駐輪場)	14台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物西側 (資料-3 平面図兼配置図上・荷さばき施設)	40㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 積
建物敷地北側 (資料-3 平面図兼配置図上・廃棄物等保管施設)	9.12m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場	3箇所	建物敷地西側及び南側 (資料-3 平面図兼配置図上・出入口No.1～出入口No.3)

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

〔設置者、建物等の概要〕

1 出店の趣旨

地域の皆様におかれましては、益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、昭和58年に森薬局でスタートし、「お客様に来ていただきやすい店」「お客様が相談しやすい店」作りをモットーに、郊外型の薬品・化粧品・生活用品ショップ（スーパードラッグストア）として店作りを進め、現在では福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県と北部九州中心にチェーン展開するようになりました。

このたび、大分市関園地内に「(仮称)ドラッグストアモリ関園店」として、普段の日常生活に欠かせない商品を取りそろえて、広い駐車場を備えるなど、便利な存在としてご利用いただける店づくりをめざしてまいります。

出店を計画するにあたり、地域の皆様方の日常生活の利便性の向上と豊かな生活環境の実現のために微力を尽くしていくとともに、地域にお住まいの方々に対しましては、騒音問題や交通問題への対策を講じ、皆様方にご迷惑をお掛けすることがないよう配慮して営業を行っていく所存であります。

2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

株式会社ドラッグストアモリ 店舗開発部 部長 梅野政輝
福岡県朝倉市一木1148番地の1
TEL 0946-21-0008 FAX 0946-21-0525

(2) ①周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置

従業員に届出書及び添付資料の内容を説明することで、施設の運営方法の明確化を図るとともに、定期的な店内会議により周知徹底を図る。

②周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者

(仮称)ドラッグストアモリ関園店 店長

3 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し〔規則§4I①〕

別添のとおり

4 小売業者一覧

	小売業者名	店舗面積	業種・業態	主として販売する物品
核となる小売業者	株式会社ドラッグストアモリ	1,478㎡	ドラッグストア	住・生活関連用品、医薬化粧品、食料品等
その他の小売業者	該当なし			

5 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

〔規則§4I③〕

(1) 建物位置図

別添「資料-1 建物位置図(広域図)」参照

(2) 周辺見取図

別添「資料-2 周辺見取図」参照

(3) 建物配置図

別添「資料-3 平面図兼配置図」参照

(4) 各階平面図

別添「資料-3 平面図兼配置図」参照

6 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

①敷地面積及び土地の所有形態

建物敷地	6,296㎡	賃貸借契約
駐車場用地	0㎡	—
合計	6,296㎡	

②法令上の用途等

都市計画法用途地域 第1種住居地域、第1種中高層住居専用地域
別添「資料-4 用途地域図」参照

③現在の利用状況

更地

(2) 計画地周辺の概要

①立地環境

建物敷地北側：農地

建物敷地東側：市道関園8号線を挟み戸建住宅が立地

建物敷地南側：市道堂園川右岸線及び堂園川を挟み農地

建物敷地西側：市道東鶴崎下徳丸線を挟み店舗や戸建住宅が立地

②隣接地の用途現況

別添「資料-2 周辺見取図」参照

③基盤整備に関する事業の有無とその内容

計画地における市街地再開発事業・土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業はない。

④街並みづくり計画の有無とその内容

有：大分市景観計画（市街地エリア）

<景観形成方針>

- ・中心市街地における商業・業務ビルなどの立地においては、都心にふさわしいまちなみ景観の形成が図られている。
- ・大分川や大野川などに沿って広がる住宅市街地においては、建築物の形態意匠への配慮及び生け垣による緑化などを行い、背景となる山並みや河川と調和した良好な住宅地のまちなみ形成に取り組まれている。
- ・台地や丘陵地の住宅団地においては、丘陵地等の緑と調和した良好な住環境を維持・形成されている。
- ・建築物の建替えが進められている既存の中高層住宅地では、地形を生かしながら眺望の確保を行うとともに緑化による快適で潤いのある住宅地景観の形成が図られている。
- ・新たな住宅開発等においては、建築物の形態・意匠、緑化に関する地域のルールづくりを積極的に進め、緑豊かな良好な住宅地景観形成が図られている。

⑤都市計画及び中心市街地活性化基本計画との関連性

計画地における都市計画及び中心市街地活性化基本計画はない。

(3) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

①建設着工予定年月日：令和5年1月 上旬

②完成予定年月日：令和5年4月 下旬

(4) 建物の構造及び規模

①建物構造

鉄骨造 平屋建て

②店舗面積の内訳

イ 建築面積：1,711㎡

ロ 延べ面積：1,652㎡

ハ 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等

(単位：㎡)

	店舗面積	その他の施設	延べ床面積
1 F	1,478	174	1,652

(5) その他の施設計画と各施設面積

利用者層が同一の併設施設		
施設名	営業面積	営業時間
該当施設なし	0㎡	—

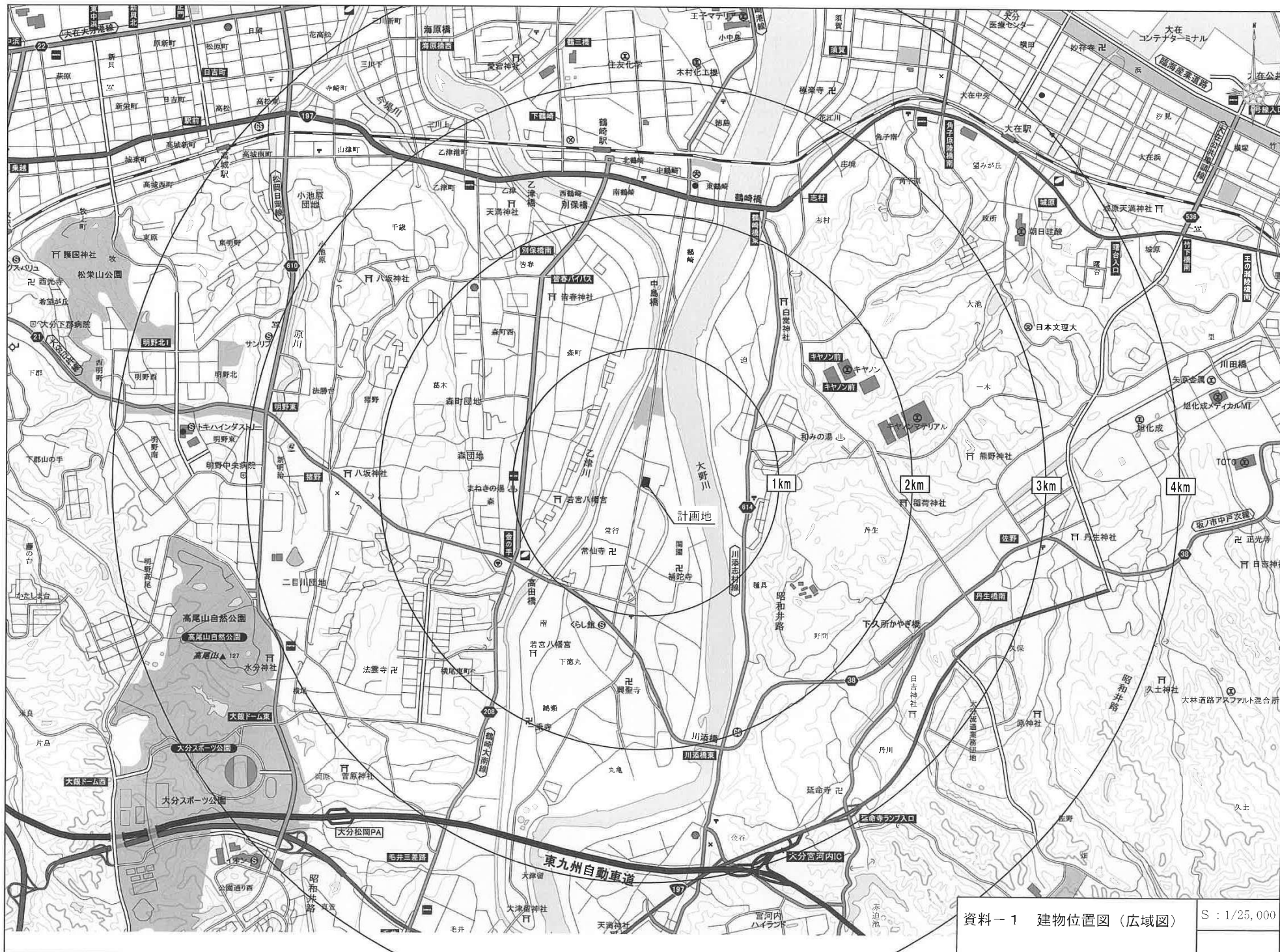
利用者層が異なる併設施設			
施設名	事業主体	営業面積	営業時間
該当施設なし	—	0㎡	—

(6) 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針

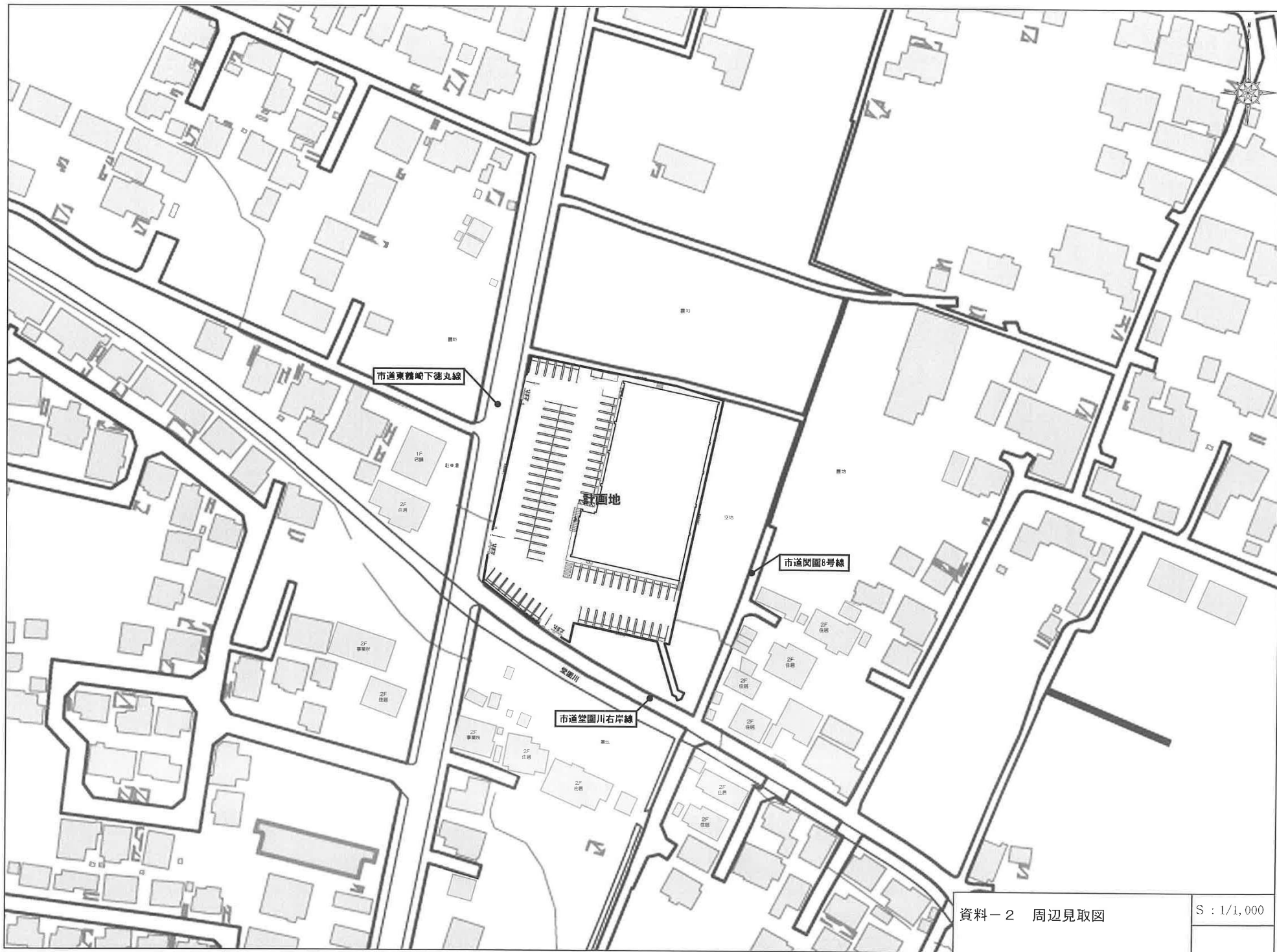
事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていく。

7 その他（特記事項）

特になし



資料-1 建物位置図 (広域図) S : 1/25,000



廃棄物等保管施設
 ① 2.28m² × H1.5m = 3.42m³
 (紙製廃棄物)
 ② 2.28m² × H1.5m = 3.42m³
 (金属製・ガラス製・プラスチック製廃棄物)
 ③ 1.52m² × H1.5m = 2.28m³
 (生ゴミ・その他可燃性廃棄物)
 計 = 9.12m³

荷さばき施設
 10.0m × 4.0m = 40m²

